

# 総務委員長報告（概要）

議案2件を原案可決

高木和恵  
委員長

## 【議案第48号】南島原市 債権管理条例の制定につ いて

**説明** 今回の条例制定は、南島原市の債権事務の適正化を推進し、公正な市民負担を確保すること及び、健全な行財政運営に資するため、市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めるもの。

**質疑** なぜ今これをつくられるのか、また公債権以外の債権とは、どういうものがあるのか。

**答弁** 債権については、地方自治法第240条に市の債権があり、各法令に基づいた措置をしている。

債権には、公法上の権利に基づく債権を公債権、民法に規定する債権、契約等の当事者間の合意に基づく私債権に分かれる。その私債権について

は、処理が煩雑で、部局ごとに対応している状況である。

基本的に公債権は、5年で時効となる。私債権については、時効はあるが、援用しない限り、債権の消滅にはならないという大きな違いがある。

それらを踏まえて、今回統一をしていくということで、債権管理条例を上げさせていただいた。

**質疑** 消滅時効の期間に督促や催促をすれば、延長ができるのか、また、支払いがなければ、消滅するのか。

**答弁** 公債権については、督促や差押えができる。その後から時効が始まるので、その後の5年間とる。

私債権については、差押えをするということになれば、民法と同じであるから、裁判所に提起をすることになる。

この場合は、支払督促とか少額訴訟とかいろいろなやり方があるが、訴えをして認められれば、そこから時効が一旦止まる。基本的には年限が来れば、時効となるが、債務者が行方不明等で援用できない場合は、債権放棄を行い、時効の援用が

必要な方は援用をさせていただく等いろんな形になるうかと思う。

**質疑** 私債権の中に、住宅使用料もあると思うが、徴収できていない使用料と件数は。

**答弁** 令和2年度末で約1,200万円程度、人数は71人である。

**質疑** 生活安定債権資金貸付金は、私債権か公債権か。

**答弁** 貸付金なので、私債権に当たる。

## 【議案第58号】令和3年度南島原市一般会計補正予算（第10号）

**説明**

**財政課長** 地方債の追加は、深江地区の浸水対策事業の財源として、浸水

対策事業（緊急自然災害防止対策事業債）を、1千万円追加、南有馬小学校舎改修工事の財源として、学校教育施設整備事業債を1,840万円追加するもの。

次に、変更として、地すべり等保全事業県営事業負担金の財源として、地すべり等保全事業（緊急自然災害防止対策事業債）を、補正前の450万円から280万円増額し、730万円に変更する。

歳入については、繰越金を1億7,882万7千円増額する。

**人事課長** 今回の歳出は、8月の豪雨で発生した災害復旧に従事するための時間外手当、令和4年2月から職員1名が出産休暇となる予定のため、その代替えとして、

会計年度任用職員1名を任用するための経費を計上。

**質疑** 現在、会計年度任用職員は何名なのか。

**答弁** 社会保険に加入し

ている会計年度任用職員は、210名。定期的に1年間雇用している職員が180名程度である。

